

チョイソコふそう本格運行（2024 年 10 月～）運行計画（案）

1 目的

（１）高齢者等の外出支援・促進

- ・エリアスポンサー制度による地域事業者や町の高齢者等向け事業との連携
- ・会員誌「チョイソコ通信」の発行によるイベント・お出かけ情報の発信

（２）町民の生活に必要な移動手段の確保

2 運行形態

道路運送法第 4 条に基づく一般乗合旅客自動車運送。

利用者からの事前予約で運行区域内の停留所から停留所までを運行するデマンド型の区域運行方式。

3 運行区域および運行区間

運行区域

扶桑町全域

運行区間

- ① 扶桑町内の停留所間
- ② 扶桑町内の停留所と江南厚生病院に設置した停留所を結ぶ区間

4 事業主体

事業主体は、扶桑町、株式会社アイシン及び運行事業者とする。

・実施体制としては、扶桑町（事業主体）、株式会社アイシン（サービス提供者）及び運行事業者（運行主体）の三者にて協定を結び事業を実施していく。

5 利用対象

チョイソコふそう（以下「チョイソコ」という。）会員登録申込書を株式会社アイシンへ提出し、書面にて利用開始の連絡を受けた者（以下「会員」という。）及びその介助者又は、同行者とする。

・会員登録申込書を株式会社アイシンに送付するか、またはインターネット登録により会員登録することができる。

6 会員条件

次の（１）（２）（３）の条件の全てを満たす者

（１）町内在住の小学生以上の者

（２）自分で、又は保護者もしくは介助者の補助により、コールセンターへの連絡又はインターネットによる申込みができる者

（３）自分で、又は保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動及び車両への乗降ができる者（車いすでの利用は不可）

その他、町長が必要と認めた者

- ・町内在住とは、会員登録時点で扶桑町に居住しているものとし、会員が町外へ転出した場合には、会員からの連絡に基づき、その時点で会員登録を抹消するものとする。
- ・小学生以上の者とは、会員登録時点で小学生以上の者をいう。
- ・介助が必要な会員は、介助者を同行できるものとする。なお、介助者は上記に規定する会員条件を満たさなくてもよいものとする。
- ・中学生以下の者については、保護者の同意のもと会員登録を行うものとする。
- ・小学生の利用については、保護者が利用予約を行うことを基本とする。
- ・未就学児については、会員である保護者と同行する場合に限って利用できるものとする。
- ・町は、必要に応じて住民情報等をもとに会員条件の確認を行うものとする。

7 運行日・運行時間

運行日は平日とする。

運行時間は午前８時から午後４時までとする。

- ・運行日は、下記を除く日とする。
 - （１）土曜日及び日曜日
 - （２）祝日
 - （３）年末年始等、事業主体が別に定めた日
 - （４）その他、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日
- ・運行時間は、午前８時から乗車ができ、午後４時までに降車ができる時間とする。

8 移動ルール

停留所間の移動のみ可能とする。

9 停留所

チョイソコの乗降できる場所として、下記のとおり停留所を設置する。なお、停留所以外での乗降は不可とする。

- (1) 住宅地停留所
- (2) 公共施設等停留所
- (3) 事業者停留所

- ・住宅地停留所とは、町内の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性及びチョイソコの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置する停留所とする。
- ・公共施設等停留所とは、町が指定する公共施設等に設置する停留所とする。
- ・事業者停留所とは、スポンサー契約への申込みがあった事業者（協会、組合等の団体も含む）が指定する町内に存在する事業者施設の所在地に設置する停留所及び江南厚生病院に設置する停留所とする。

10 運賃（案）

- (1) 扶桑町内（乗車・降車がともに扶桑町内の場合）
 - ・運賃は、1乗車につき1人300円の定額とする。
 - ・ただし、小学生、65歳以上の高齢者、障害者及びその介助者（以下「高齢者等」という。）の運賃は、1乗車につき1人200円の定額とし、未就学児（座席を専有しない場合に限る。）は無料とする。
 - (2) 江南厚生病院（乗車・降車のどちらかが江南厚生病院の場合）
 - ・運賃は、1乗車につき1人800円の定額とする。
 - ・ただし、高齢者等の運賃は、1乗車につき1人500円の定額とし、未就学児（座席を専有しない場合に限る。）は無料とする。
- ※ 運賃には消費税及び地方消費税を含む

- ・運賃は定額制とし、乗車時に現金又は電子決済（交通系 IC）により当該運賃を支払うものとする。
- ・障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- ・未就学児の運賃は、座席を専有しない場合に限り無料とし、座席を専有する場合は、高齢者等の運賃に準ずるものとする。

1 1 運行車両

運行する車両は、本運行車両 2 台及び予備車両とする。

- ・本運行車両は、町から運行事業者が無償貸与する車両（ハイエースウェルジョイン 10 人乗り／運転手 1 人・乗客 8 人） 2 台とする。
- ・予備車両は、運行事業者が用意するものとする。
- ・運行事業者は、上記の車両を用いて道路運送法第 4 条の規定に基づき、有償による一般乗合旅客自動車運送を行う。
- ・予備車両をセダンとする場合は複数車両による並走運行でも可能とする。

1 2 乗車受付

チョイソコの利用を希望する会員は電話もしくはインターネットにて、利用希望日の 2 週間前（インターネットの場合は 1 週間前）から利用希望時間の 30 分前（利用希望時間が午前 8 時 30 分より前の場合は前日）までに、会員番号、利用希望日時、乗降希望停留所、同行者の有無を伝えるものとする。

- ・乗車受付可能日時は以下のとおりとする。
 - （1）電話の場合は、平日の午前 8 時から午後 4 時までとする。ただし、年末年始等、事業主体が別に定めた日を除く。
 - （2）インターネットの場合は、年中無休とする。ただし、事業主体が別に定めた日を除く。

1 3 停留所設置・廃止ルール

（1）設置手続

停留所の設置を行う場合は、事業主体が承認したもののみ設置できるものとする。
毎月月末までに手続きが完了した停留所については、翌々月 1 日より設置できるものとする。

- ・事業者停留所は、設置を希望する事業者（協会、組合等の団体を含む）が事業主体へ申し込むものとする（江南厚生病院を除く）。
- ・停留所の安全等に配慮し、設置するものとする。
- ・停留所の設置を行った場合は、直近の交通会議で報告するものとする。

＜新規設置イメージ＞

8月	9月	10月	11月
手続			
	周知期間		
		停留所運用	

(2) 廃止手続

停留所の廃止を行う場合は、事業主体が承認したもののみ廃止できるものとする。

3月又は9月（以下「廃止月」という。）の末日までに手続きが完了した停留所については、翌廃止月をもって廃止できるものとする。

停留所運用期間が6カ月未満の停留所については、利用者の利便性を考慮し、原則廃止できないものとする。ただし、以下に該当する停留所については、この限りではない。

（ア）短期的なイベント（季節限定のイベント等）のために設置された停留所

（イ）その他廃止すべき特別な事由が認められる停留所

- ・事業者停留所は、廃止を希望する事業者が事業主体へ申し出るものとする。なお、事業主体は、廃業等、その他不測の事態により廃止を判断することができるものとする。
- ・廃止については会員の利便性を損なうものとなるため慎重に判断するものとする。
- ・停留所の廃止を行った場合は、直近の交通会議で報告するものとする。

<廃止イメージ>

8月	9月 廃止月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 廃止月	4月	5月
手続完了									
		周知期間							
								停留所廃止	

14 チョイソコ通信

事業主体は、原則1ヶ月に1回程度、会員に対する広報誌「チョイソコ通信」を送付するものとする。

記載内容は、停留所の設置及び廃止、イベント情報等、その他事業主体が必要と判断するものとする。

※江南市の公共交通に与える影響について、引き続き検証していく。